

# 離島の近代と未来

阿部恒久

## はじめに

私は1991（平成3）年7月13日夜、鹿児島郡十島村の平島の公民館で「離島の近代と未来」と題して講演した。鹿児島県立短期大学地域研究所では、日頃の研究成果を地域に還元する主旨の下に、県下市町村の要望に基づき各地に講師を派遣する「移動講座」を実施しているが、これもその一つであった。ただし、主催は十島村教育委員会で、名称も教育講演会となっている。小文はその時の講演内容を文章化したものである。

私は地域研究所の研究計画の一つである「小規模離島の産業と分化」（総合研究）に参加し、専攻の日本近代史の立場から「離島の近代化に関する研究」をテーマに調査研究している。これまでに種子島・硫黄島・中之島・長島を訪れ、またこれに先立つ研究計画の際に甌島へも数回足を運んだが、十島村については昨年3月、中之島を訪れたのが最初である。今日は他の離島の例もみながら、次に述べるような観点から、十島村・平島の近代化の諸問題を話し、その中から未来について考えるところを述べてみたい。

さて、私が日本近代史を研究するに至った動機の一つに「裏日本」問題との出会いがある。私は新潟で生まれ育ったが、小さい頃から、新潟—北陸地方は地理的・気候的に「裏日本」として位置づけられており、新潟が日本の発展から取り残されているのは、そうした関係から止むを得ないこと、宿命であることのように思っていた。周囲の大人や学校の先生たちもそうであり、それが私にも影響したといえるだろう。

しかし大学で日本史を専攻するなかで、新潟は近世末、五開港場の1つに指定されるに相応しく発展したところであり、明治前期には全国第1位の人口をようし、豪農を中心とする文化の栄えた地域であることを知り、さらに「裏日本」という観念が明治中期に成立したものであることを初めて知った。それは、新潟—北陸地方の人々の心を暗く被う一種の諦めの観念の元となるもの（「裏日本」）が、決して地理的・天候的条件のみで作られたのではなく、明治の人間たちが作ったものであることの発見であった。

「裏日本」化の進行は一般に鉄道網の形成のされ方と関係があると言われているが、より広く国家財政による社会的資本（経済上・政治上・文化上）の整備のされ方に係わるものと私は考えている。

このことは、そうした地域の振興に国家も責任を負うべきだという考えを強く私に植え

付けるとともに、私の問題関心を地域振興の問題に向けさせ、具体的には次の3テーマを与えた。①各々の地域は明治維新を画期とする日本の近代化のなかで、どのように位置付けられ、どのような形で各々の地域の近代化が行われるのか。②地域振興について先人はどのように努力してきたか。③現在の地域振興の課題は歴史的に見ていかなるものか。このようなテーマは、中央・全国一般の近代史研究だけでは決して明らかにならない。いわゆる地域史研究の一つの意義はここにある。私は、それを鹿児島県の離島について研究しようとしているのである。

なお、離島とは一般に本土から遠く隔たった島の意味であるが、1954年成立の離島振興法によれば、環海性・狭小性・隔絶性の三条件をもつところとされ、小文でも、いちおうこの概念によって離島を把握している（何を基準に小規模というかは暫くおく）。

また、現在の十島村（としまむら）は北から口之島・中之島・平島・諏訪之瀬島・悪石島・小宝島・宝島の6つの有人島から成るが、1970（昭和45）年無人島になった臥蛇島を加え、古くから「宝七島」「沖七島」「下七島」などと呼ばれてきた。今日一般にこれらの島々を「トカラ（吐喝喇）列島」と呼ぶ。「トカラ」は「宝」の現地読みに因むという。戦前はこの7島に現三島村の硫黄島・竹島・黒島を加え「十島」（じゅっとう）と言ひ、1888（明治21）年まではその所属郡に因み「川辺十島」（かわなべじゅっとう）とも呼ばれていた。そして1908（明治41）～1945（昭和20）年にはこの10島で「十島村」（じゅっとうそん）を構成した。以下、戦前について「十島」「十島村」という場合、この10島全体をさすものとする。

## 1. 明治国家と離島

### (1) 地租改正と離島の掌握

明治維新により天皇を頂点とする明治政府ができたが、この政権が全国の土地と人民を実際に支配するには、数年の時間を要した。1869（明治2）年の版籍奉還、71年の廃藩置県、72年の壬申戸籍の作成などを通じて国土と国民を支配し、学制や徴兵令によって新しい国民・軍隊をつくり、73年から始めた地租改正によって財政基盤を確立するなどして、国家の基礎を固めていった。もっとも鹿児島県の場合、政府の支配が行われるようになったのは、77年の西南戦争の後であるけれども。

南海の離島である「十島」を明治国家が本格的に掌握しようとしたのは、おそらく1885（明治18）年の地租改正の時点であるといえよう。地租改正は全国的には80年地租改正事務局が廃止された段階でほぼ終了しており、84年には地券制を土地台帳制に切り替え、地租徴収法を確立した地租条例の制定を見ていた。「十島」の地租改正作業は、この後に行われたのである。この間の76年から85年の10年間、政府は「十島」の地租を免除していた（鹿児島県は地方税の戸数割のみを課した）。85年1月、県は島嶼地租改正係を設置し、5～10月、赤堀廉蔵ら23名の吏員を派遣して実地踏査し、19年9月までに、官民有区分・地目別

地価の算定・地租額の決定を行い、課税するに至る。

この地租改正の特徴の1つは、その趣旨・制度内容が民衆に理解されないままに強権的に進められたため、多くの土地を官有地に編入された島が多いことである。1900（明治33）年4月平島が藪1町3反3畝10歩ほか20筆の官有地について政府に提出した「地所立木下戻申請」には、「全島ノ土地、明治十八年地租改正ノ際、島民共御成規ハ勿論、其理由ナド全ク不知不案内ノ為メ、官民ニ区分シタル次第ナリ」と記されている（稲垣尚友『トカラの地名と民俗』下、134頁）。後出のように、中之島では、これが基で紛議すら起こる。

県は、この調査のとき、併せて民情の把握も行った。そして赤堀らを束ねる県収税長の中田直慈は、87年7月、下僚の報告をもとに『島嶼見聞録』1巻を著して、時の県知事渡辺千秋に献上した。また、これより前の84年頃、県勸業課の白野夏雲も渡辺知事の命により「十島」のうち「下七島」を実地踏査しており、その報告書は『七島問答』と題されている。このような調査が行われたことこそ、明治国家が「十島」を本格的に掌握しようとしたことの証といえよう。

なお、明治中期の「十島」に関する民情調査報告として現在伝わるものには、以上のほかに、大島島司の笹森儀助が95年4～8月に実地踏査して記録した『拾島状況録』、97年大島島庁の朝稲属（収税吏）の見聞録「大島郡十島状況」（『鹿児島新聞』1900年3月11～15日）がある。これらについては、平島に限り後から紹介してみたい。

## (2) 延期された町村制・徴兵令・小学校令

「十島」の地租改正があった頃、政府は憲法制定・議会開設による新しい政治制度を確立する作業を進めており、それも大詰めの段階にあった。1889（明治22）年2月には大日本帝国憲法が公布された。そして、この前後、法の新設・改廃などによる諸制度の整備が相次いだ。そのうち「十島」にとって重大な意味をもった制度が3つある。1つは88年4月公布・89年4月施行の町村制であり、1つは同年1月の改正徴兵令、もう1つはそれに先立つ86年4月公布され、90年の改正を経て92年に全面施行された小学校令。これらのうちとくに町村制と小学校令は、戦前日本の地域社会のあり方を、ほぼ決定づけたといつてよいほどのものである。

町村は、この町村制により自治体として認められた。町村自治は、それよりも先すでに78年の地方制度で認められていたから、これが最初というわけではないが、今度は権利と義務をもつ法人とされ、より自治権が強くなり、町村長が町村会によって選出される公選制になった点などが、以前より進歩的であった。

しかし、政府は鹿児島県の申請に基づき、大島郡の5島とともに川辺郡の「十島」には町村制を施行せず、この地を87年5月設置の大島島庁（85年7月設置の大島支庁を改めたもの）の管轄下に入れた。理由について、県当局は「内地と民度習俗を異にし、本制を施行し難きに付き」と政府に具申している（『鹿児島県史』第4巻、585頁）。

この大島島庁管轄下の島々によりやく町村制が施行されるのは1908（明治41）年4月の

ことである。しかし、この町村制は「沖縄県及島嶼町村制」（07年3月公布。以下単に「島嶼町村制」と略す）といわれ、町村長は島司の具申により知事が任命する官選で、自治権には大きな制約があった。もう1つの特徴としては旧村(島)＝部落有財産をすべて村有としたことである（総計86万円余）。これは当時全国で進められていた地方改良運動の1つである、町村制が旧村（部落）の財産を区有財産として認めていた措置を改め、町村有財産に統一していこうとする、いわゆる「部落有財産の統一」政策を反映したものであろう。狙いは国政委任事務の増加→支出膨張による町村財政の破綻を挽回するところにあった。宅地以外の地所をすべて官有地に編入されていた中之島は07年に官有地の「1島共有地」化を当局に要求するが、この「島嶼町村制」の規程によりそれが認められず、昭和初期（1931～34年）には村内紛議にまで発展している（稲垣尚友『トカラの地名と民俗』上、59～62頁）。

この島嶼町村制により大島郡に16カ村が成立、「十島」は「十島村」となり、村会が設置され（「十島」の各島には村会の分会も置かれた）、村役場が中之島に置かれ、初代村長（官選、収入役事務兼掌）に伊集院清が任命された。

そして「島嶼町村制」の施行と同時に、徴兵令が「十島村」に施行された。1894～5年の日清戦争に勝ち、さらに1904～5年の日露戦争に勝った後の国威高揚の時代であったから、徴兵令の施行は名誉なこと、国家の公民として「十島」も認められたと好意的に受け止める向きも多かったと思われるが、それは実質、新たな負担であった。限定付きの地方自治の付与が新たな負担とワンセットであったと理解することもできる。

なお、大島郡が「島嶼町村制」から脱し一般の「町村制」の下に置かれるのは1920（大正9）年4月のことで、実際には9月、公選初代の十島村長に森永八十七が、助役に福永虎が選任されている（『鹿児島県公報』第1113号・1118号）。

だが、それでもなお「十島村」には小学校令は施行されなかった。徴兵令と小学校令は大島郡でも「十島」以外は施行済みであり、「島嶼町村制」施行の1908年4月は、義務教育課程（尋常小学校）が4年から6年に延長された年であったにも係わらず、にである。「十島村」に小学校令が施行されるのは、さらに22年後の1930（昭和5）年4月のこと。それも27年8月天皇が大島に行幸したとき、「十島村」の状況を活動写真で見、小学校令が実施されていないことが「天聴ニ達シタ」ことをきっかけとして施行されたものという（「十島村航路改善ニ関スル意見書」）。

それ以前にも小学校がなかったわけではない。とくに日清戦争後、「十島」を巡回視察した笹森島司は簡易小学校の設立を強力に指導しており、補助教員にあたる「授業生」等による初歩的な教育は行われていたと推察されるが（ただし女子は除かれていたようであるけれども）、小学校令が施行されれば、男女共に就学が強制され、学校は一定水準の教育施設・設備・スタッフの充実を行わなければならない、従来の教育の面目を全く一新することになる。

戦前日本の教育の目的は、国民がその個々の能力を開発し、社会生活を送るに必要な知識と技術を養うということに置かれておらず、富国強兵の国是を実現するに足る人材の養成ということが目的であり、とくに兵士たることに重きが置かれていた。兵士は標準的言語を使えること、複雑な兵器を使用できる能力をもっていること、天皇の軍隊として忠誠心をもっていることなどが求められ、そうした人間をつくるのが教育の大きな目的であった。このことは、次にみる「航路改善」→校長による島々の分教場への巡回指導の便を聞く→「生徒ハヤガテ適齡ノ時其ノ合格率ニ於テ県下第一位ナル光榮ヲ入營後ノ質ニ於テモ他ニ劣ラザラシメンノ教育ヲ施サン」という考え方にも示されている（「十島村航路改善ニ関スル意見書」）。

しかしながら教育は相対的な独立性をもっているから、どんな教育を受けたとしても、本を読み知識を得、見方を養うようになれば、政府批判をしたり個人主義思想をもつ者が出てくることもある。だから国家本位の教育であっても、教育は大切である。と共に重要なことは、「十島村」の場合、中学以上への進学の道も断たれており、地域社会の後継者を育てることすら極めて困難であったことである。それは後世にも大きな影響を残すことにならざるをえない。全く不当な措置が長く続いたといわねばならない。

## 2. 「十島村航路改善ニ関スル意見書」にみる島興しの抱負

ところで、1908（明治41）年、「島嶼町村制」と徴兵令の施行を契機に、政府の補助を得て運航される命令航路の寄港地にトカラ諸島が指定された。従来、年に2、3回しか鹿児島・奄美大島と連絡がなかったこの地に、動力の定期船が月1回立ち寄るようになった。それは鹿児島～名瀬～沖縄の間を月3回就航していた鹿児島の太洋商船の海上丸（1本マストの200トン前後のもの）で、3回のうち1回「十島村」の硫黄島、口之島、中之島、宝島の4島にだけ立ち寄った（10年には436トンの仁寿丸に替わる）。ただし、海が荒れてハシケの出せない時は素通りしてしまうこともあった（稲垣尚友『トカラの地名と民俗』上、13頁）。昭和初期には、同大洋商船の汽船が上記4島に月2回、他の3島には月1回ずつ寄港のことになっている（「十島村航路改善ニ関スル意見書」）。

大きな問題をかかえながらもこうして定期航路が開設されたことは、1908年の「島嶼町村制」と徴兵令の施行を契機にトカラ諸島が政治的・経済的に本格的に国家に取り組み始めたを意味する。そうして「十島」は徐々に社会的変化を始める。

一般に、辺境の地に交通の便が開かれると、人口の流失が顕著となる。比較的本土に近い離島である甑島では、明治末期から昭和初期にかけて人口が著しく減少しており（『上甑村郷土史』66頁）、種子島においても大正中期から昭和初期に減少している（『南種子町郷土史』373頁、『中種子町郷土史』176～7頁）。この人口流失が日本全体の資本主義の驚異的發展を背景にしていることは勿論である。ただ「十島村」の場合、南に隣接する大島が大正期、空前の絢景気に湧き、外機（出機）などの形で周辺の島々にまで労働力を求めて

いること、航路の不便が甌島・種子島の比でなかったことを考えると、大正・昭和初期「十島村」からも人口が流失したかどうか疑問もある。明治後期～1946年の間の人口統計について最新1990年刊の『三島村誌』は資料を欠くとして記載していないが、この問題は「十島」地域の近代史にとっては、明らかにしておくべき問題であろう。

国家に取り込まれ他地域との交流が進むなかで、地域格差の甚だしさが認識され、その是正→地域振興の課題が浮上する。戦前の鹿児島県における地域振興事業は微々たるものであるが、そのなかでも比較的大掛かりだったのは、1928（昭和3）年度から実施された大島経済振興策であった（～34年度）。先ほどの空前の軸景気が1920年代の不況で失墜、奄美大島の経済はどん底に陥った。その救済として、これが県会の議を経て実施されるのである。おそらくこれに刺激されてのことと思われるが、「十島村」は32（昭和7）年1月「十島村航路改善ニ関スル請願書」を逓信大臣に提出し、2月「十島村航路改善ニ関スル意見書」を県当局に提出した。この結果、33年4月、ようやく村営の十島丸（156トン）の就航を実現した（6万円の起債で支弁）。

この自前の航路開設ということは、おそらく「十島村」の社会にとって、革命的といつてよいほどの意味をもっている。というのは、これは単に航路開設だけにとどまらず、航路開設を通じた自主的な地域振興＝今流に言えば「村興し」「島興し」の構想に基づいていたからである。「十島村航路改善ニ関スル意見書」に示されている、その要点を次に紹介しよう。

- i. 200馬力・150トン級のディーゼル機関船1隻と貨物輸送用発動機船2隻を村で購入し、ディーゼル機関船は鹿児島～硫黄島～口之島～中之島～悪石島～宝島～名瀬間を月に往復4回運航し、貨物輸送用発動機船の1隻は硫黄島を中心に竹島・黒島を結び、他の1隻は中之島を中心に臥蛇島・平島・諏訪之瀬島を結ぶ。その運賃は、大洋商船の運賃より5割下げとする。
- ii. 航路改善を機会に次の諸施策を行う。
  - a. 全村一円の産業組合（信用・販売・購買組合）を結成し、産業の発展、生活の向上を図る（物産の組合出荷、口之島・中之島に冷蔵庫を設置し漁獲物を内地市場に出荷し「十島カツオ」「十島サワラ」「十島タヒ」等の声価を高める、水力発電を行い灯台・生産加工・製氷の用に供する）
  - b. 荒廃地を整理＝開墾し、農産物を大量生産して内地に出荷する
  - c. 現在の牧場を整理し、「十島牛」を改良し、内地に出荷する
  - d. 林野を整理し植林を奨励し、用材・薪炭を鹿児島・名瀬に出荷する
  - e. 中之島に郵便局を置き（無線電信も併置）、全村の通信と警報に備える
  - f. 村医を置き、船内での巡回診療を行う
  - g. 校長を各島の分教場に巡回指導させる

自前の航路開設によって、これだけのことを当時の人々は構想したのである。これらの

なかには、当時、政府が地域振興策の指針として示していた事項もあるが、地元からの発想も盛り込まれている。そして今日、まだブランド化されてはいないものの、「十島牛」は十島村の基幹産業になっていると聞く。「十島カツオ」「十島サワラ」「十島タヒ」はどうか。今日でも通用する抱負が示されているのではなかろうか。この意見書の末尾を結ぶ「御賢察アラレ平家ノ壇ノ浦以来鎖サレタル秘境ニ昭和ノ光リヲ垂レ玉ハラン事ヲ!!」との一文は痛く私の心を衝く。

### 3. 昭和戦後一本土との行政分離・離島振興

ここで示された構想が1933（昭和8）年4月に実現した村営十島丸（156トン）の就航を機にどのように具体化したか否か、今の私には不詳である。おそらく、まもなく始まり、日本を軍事色で塗りつぶした37年からの日中戦争、太平洋戦争により断ち切られたのではなかろうか。なお、42年には金十丸（570トン）が第二の村営船として就航している。

そして太平洋戦争末期には、県下の南西諸島の他の島々とともに徹底的な空爆を受けたばかりか、1945年8月の敗戦後、大島郡16か村は本土と切り離され、連合軍占領軍の直接統治下に置かれてしまう。

1946（昭和21）年2月、南西諸島の上3島と下7島が行政分離され、上3島は鹿児島県の管轄下に入り鹿児島郡十島村を設置（村役場は鹿児島市内に設置）、下7島は依然、連合軍占領軍の統治下に置かれた。52年4月、下7島はようやく日本に返還、鹿児島県に編入、鹿児島郡十島村となり（上3島は三島村と改称）、今日に至る。因に、奄美群島の返還＝大島支庁設置はさらに遅れ、53年12月となる。

十島村の本土復帰が実現した頃、中央では離島振興の問題が取り上げられていた。それに先立つ1950年5月、国土総合開発法が制定された。当時、荒廃と物資不足に対処するため国土総合開発の必要性が主唱され、食糧増産・電源開発を中心とする開発計画が法律公布と同時に実施された。ところが離島は同法の対象となりにくく、離島を抱える島根県を中心に51年から離島の開発・振興を目的にした離島振興法制定の運動が始まっていたのである。そして53年10月、議員提案により離島振興法が10年間の時限立法として成立した。これにより、十島を含む離島振興は新しい段階に至る。

離島振興法は「本土より隔絶せる離島の特殊事情からくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速かつ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的」に（第1条）、「本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するために、必要な海空路、港湾、道路、空港及び通信施設の整備」、「資源開発及び産業の振興を促進するために必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備」、「水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備」、「住民の福祉向上のために必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備並びに医療の確保」な

どを行うものであり（第4条）、港湾整備については10分の5～10、道路整備については3分の1、といった高率の国庫補助が与えられた。

鹿児島県では1953～62年の10年間に、長島・甌島・種子島・屋久島・南西諸島・桂島の計25島（関係市町村は15）が指定を受け、総額59億8千万円余の資金が投下された（うち国費40億8千万円余＝68%余）。しかしこれをもってしても長い間に累積された後進性は解消されず、関係者の運動により、62年度以降今日に至るまで、政策の重点を少しずつ変えながら続いている。また鹿児島県は県の単独補助事業として、62～64年度、3ヶ年の南西諸島振興対策事業を行い（事業費総額は7339万円）、ついで65～75年度、2次9ヶ年にわたり、南西諸島と甌島地域を対象とした離島特別対策事業を行った（見込分を含め事業費総額は15億8千万円余）（以上、『鹿児島県史』第5巻、417～427頁）。

こうして行われてきた戦後の離島振興事業は、1982（昭和57）年頃から、港湾・道路などの施設整備を中心にしたものから、産業振興を重点にしていく（それには観光開発を含む）。そして地域生産品のブランド化が図られ、地方の中核市場、さらに全国の大消費地市場と直結することにより地域の活性化を図り、未来を展望しようとしている。

だが実際には、こうした離島振興政策をもってしても、本土との格差、後進性からの脱却は容易でない。そうしたなかで未来を展望するとすれば、1村1品運動によって地域の活性化を実現しつつある大分県の例に学ぶことが必要ではなかろうか（それを推進した県知事・平松守彦『地方からの発想』〈1990年、岩波新書〉などを参照されたい）。私は、村が中心になって構想・推進することを前提に、最新の技術を導入し、例えば「十島牛」「十島シビ」の全国ブランド化を達成し、より付加価値の高い産品を安定出荷することをめざす、そのために、この7月に就航する高速の行政連絡船にとどまらず、航空路の開設を含む高速交通体制の確立を追求し、さらに十島村に農水系の高校を設置し後継者を育成するといった方向を追求できないものであろうか、などと思う。

明治維新以来、離島80余年の歴史は「翻弄される」ことを基調とした歴史であった。離島側の意思は少しも考慮されることなく、国家主義的政治・資本主義的経済に巻き込まれ、翻弄されてきた。だが、それは実は離島だけなのではない。もしそれが避けがたい運命だとしたら、主体的・積極的に対応する中で生きていくべきだろう。そうした観点からすると、1932（昭和7）年の「十島村航路改善ニ関スル意見書」は「十島」側の積極的な意思が初めて示されたものとして重要である。この先人の精神を忘れず、未来に向き合いたいものである。

#### 4. 補—明治中期の平島

以上で話は終わるが、最後に、明治中期、「十島」が明治国家に組み込まれた頃の平島の様子について、若干紹介することにしよう。

まず、戸口について。1884（明治17）～1897（同30）年の間の数値を、3文献は次のよ



うに記している。

文 献	戸 数	人 口	(男)	(女)
中田直慈『島嶼見聞録』(1887年)	19	97	39	58
笹森儀助『拾島状況録』(1895年)	20	97	45	52
朝稲「大島郡十島状況」(1897年)	20	96	—	—

なお、1727(享保12)年には115人(男59人、女56人)であったという(笹森『拾島状況録』)。

つぎに土地・地価について、中田『島嶼見聞録』により集計してみよう。

地 目		反 別	地 価
民 有 地	第1種(宅地・不定田・切換畑の計)	5町6反5畝06歩	73円09銭
	〃(山林・藪・草生地 of 計)	39町9反1畝13歩	27円37銭
	第2種(墳墓地)	9畝19歩	0
官 有 地	第1種(神社地)	8畝25歩	
	第3種(山林・藪 of 計)	96町2反0畝0歩 (うち山林3町)	
(合 計)		149町9反5畝03歩	100円46銭

山林・藪の多くが所有者不明の理由によって官有地に編入されたことが分かる。所有者は相応の税を負担しなけれならなかったから、おそらく税負担を避けるだけの理由から官有地への編入を受け入れたものと思われる。民有地への課税額(地租)は合計2円53銭8厘であった。これは、旧藩時代に認定された反別9町1反4畝02歩(税額換算3円17銭)よりも少ないとされる。

「営業」すなわち産業について、中田『島嶼見聞録』は次のように記している。男は漁業が専業で、漁獲は鰹・鮪・サワラ。陰暦3～7月が猟期。釣り船は4隻(5尺2寸)あり、1隻に4～5人が乗り組む。その年齢は15～50歳。漁法は伝統的な羽衣釣(ホロヅリ)＝餌木釣りである。鰹・鮪は「節」に加工して鹿児島に出し(この年は共に400本ずつで、代価は計7円80銭)、また塩辛もつくる。なお、白野夏雲『七島問答』、笹森『拾島状況録』によると、明治初年までは8000～1万尾の鰹を収穫していたが、後、枕崎からの「客船」が魚餌で3000尾を上げるようになり、平島でも魚餌を使い始めたが、まだうまく行かないという。

一方、女は専ら農業に従事し、その種類は田稲・麦・大豆・甘薯である。笹森『拾島状況録』によると、玄米の収量は8石1斗6升(価格57円12銭)、甘薯は3万78000貫目(価格756円)、大麦は17石(59円50銭)で、さらに小麦4石、大豆8石、粟6石など産出。このほかに藺草を栽培して「七島蓆」「備後蓆」をつくり、臥蛇島・悪石島や近くに来る漁船に売り、一部は鹿児島にも出す。また木綿6反、芭蕉布8反を自家用に作り、養蚕で真綿

を作るが少量という。

そして生活は、他の島に比し概して低く、甘薯が常食であった。「嫁」は奄美大島出身者が多く、風俗にも奄美の影響がある、と中田・笹森は記している。

教育について、中田『島嶼見聞録』は次のように記している。「本島モ僅カニ児童教育ヲ施ス者アリ。平島小学ト云フ。斯克名アルモ実ナシト云ハサルヲ得ス。教員ナク授業生ナク朝夕村老自宅ニ於テ之レカ教授ヲナセルノミ。其授業法ハ維新前内地ニテ読書珠算ヲ教授シタル者ニ異ナラス。但、用書ハ口臥ノ二島ニ同シ。其他言フヘキモノナシ」(原文には句読点なし。また口之島・臥蛇島と同じ教科書とは、実語教・童子教・商売往来・五十音図などをいう)。また学齢児童数は24人(男5人, 女19人)だが、就学者は男5人のみであった。

1887年当時、正規の免状を持つ教員は「七島」におらず、補助教員たる授業生がいたのは口之島(無給)と宝島(有給)のみであった。95年「十島」を巡視した笹森儀助は、大島で授業生をしたことがあり、当時、諏訪之瀬島に居住していた別府治盛を平島に派遣し、教育を行おうとしている。小学校令が未施行であったが、明治後期には少しずつ教育が進んだものと思われる。だが、女子の就学は進まなかったようで、それが何時から改善されるのかは不詳である。